

第 17 号議案

亀岡市食肉センター条例の一部を  
改正する条例の制定について

亀岡市食肉センター条例（平成 17 年亀岡市条例第 42 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市食肉センター条例の一部を改正する条例

亀岡市食肉センター条例（平成 17 年亀岡市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「		「		
		21,600円		22,000円	に改める。
		10,800円		11,000円	
		3,240円	を	3,300円	
	108円		110円		
	」		」		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市食肉センター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市食肉センター条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 亀岡市食肉センターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。